

議案第 29 号

大野市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例案

令和 7 年 5 月 13 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

こども基本法の施行及び大野市こども・若者計画の策定に伴い所要の改正を行うため

大野市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例案

大野市子ども・子育て会議設置条例（平成３１年条例第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（設置） 第１条 子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第７２条第１項及び<u>子ども基本法（令和４年法律第７７号）第１３条第３項の規定に基づき、大野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</u> （所掌事務） 第２条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。 （１）・（２）（略） <u>（３）子ども・若者育成支援推進法（平成２１年法律第７１号）第９条第２項の規定に基づく市町村子ども・若者計画に関すること。</u> <u>（４）子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成２５年法律第６４号）第１０条第２項の規定に基づく市町村計画に関すること。</u>	（設置） 第１条 子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第７２条第１項の規定に基づき、大野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。 （所掌事務） 第２条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。 （１）・（２）（略）

<u>(5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援及びこどもに係る施策に関する事。</u> (組織) 第3条 (略) 2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱する。 (1)～(4) (略) <u>(5) 若者の代表者</u> <u>(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者</u>	<u>(3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する事。</u> (組織) 第3条 (略) 2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱する。 (1)～(4) (略) <u>(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者</u>
---	--

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。